

平成31年度国際シンポジウム開催事業公募要領

1. 趣 旨

難病法において規定されている難病（具体的には「発病の機構が明らかでない」「治療法が確立していない」「希少な疾病」「長期の療養を必要とする」の4要素を満たす難病）の病態解明と治療法開発などの調査研究を推進し、医学研究の積極的な振興を図るため、難治性疾患に関する国内外の研究者等が一堂に会し、研究成果等の発表や意見交換等を行う。

(注) 原則として、当財団において過去3年以内に開催したシンポジウムと同様のテーマの疾病を対象とするものは除く。

(注) 他の組織的な研究助成の対象となっている「がん（小児がんを含む）」「精神疾患」「感染症」「アレルギー疾患」「生活習慣病」等は対象としない。

2. 実施主体

公益財団法人難病医学研究財団及び当該シンポジウム開催実行委員会とする。

3. 開催対象期間

2019年（平成31年）4月1日から2020年3月31日の間に開催

4. 応募資格

難病法において規定されている難病の研究を行っている国内の大学又は研究施設等の研究者とし、申請は1人につき1件とする。

5. 当財団負担限度額

1,000万円の範囲内で負担する。ただし、財団負担限度額のうち200万円は、シンポジウムに参加する外国の若手研究者（満40才未満）へのトラベルグラント（旅費・宿泊費限定）として使用する。

6. 採択予定件数

原則として1件

7. 応募方法

当財団ホームページの「国際シンポジウム開催事業応募の手順」に従い、申請書（様式1～3）を作成し、申請者印を捺印後、当財団事務局宛に郵送する。

8. 応募期間

平成30年6月1日（金）～7月20日（金）

データ送信は7月20日（金）締切、郵送書類は7月25日（水）消印有効

9. 選考方法、採否の通知

当財団の審査委員会において慎重に審査し、企画委員会及び理事会に諮り決定する。

選考の結果は、平成30年11月上旬、申請者等に通知する。

採択された申請者には、その後の事務手続きなどの詳細を通知する。

10. 開催計画における留意事項

- ① 参加者に占める外国側参加者の割合は、最低2割とする。
- ② 実行委員会を組織し、必要な実施体制を整備すること。
- ③ 他の国際会議（国際学会）と同時開催とする場合は、当財団シンポジウムとは明確に区分して計画すること。
- ④ 過去に同様の国際会議等を開催したことがある場合は、その概況資料を申請時に添付すること。
- ⑤ 当財団が対象とする経費は、1) 会場費 2) 交通費 3) 宿泊費 4) 謝金 5) 会議費 6) 事務費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）とする。
- ⑥ 開催計画に変更が生じた場合には、理由を明記した変更届を提出し、当財団の承認をとること。

11. 実行委員長の責務

- ① シンポジウム終了後1ヶ月以内に開催概要及び収入・支出決算報告書を当財団に提出する。
- ② シンポジウムの開催案内、開催報告及び目的・成果は、積極的に公表し、その際は、公益財団法人難病医学研究財団の主催によるものである旨を表示する。また、当該記事の抜刷り等を1部、当財団に提出する。

12. その他

- ① 当財団は申請書に記載の個人情報を選考手続並びに選考結果の連絡及び公表などに必要な範囲で利用することができる。
- ② 申請書は採否に関らず返却しない。
- ③ 当財団は本シンポジウムの成果等について、当財団の刊行物に掲載またはその他の方法をもって公表することができる。

13. 書類送付先

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-7

公益財団法人 難病医学研究財団事務局（電話 03-3257-9021 FAX 03-3257-4788）